

# DIO

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

第32巻第9号通巻350号

連合総研レポート

2019年9月号

No.350

## CONTENTS

特集

### 世帯構造の変化と社会政策の課題

わが国における「世帯変動」とその影響

小島 克久 .....4

共働き世帯の拡大に対して求められる社会基盤の拡充

永瀬 伸子 .....8

単身世帯の増加と求められる社会政策の強化

藤森 克彦 .....13

寄稿

巻頭言 .....2

「若者おうえん基金」

視点 .....3

〈特集解題〉世帯構造の変化から  
考える社会政策の方向性

九段南だより .....20

メダカのはなし

最近の書棚から .....21

瀧野 隆浩 著

『これからの「葬儀」の話をしよう』

今月のデータ .....22

JILPT 若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③  
(2017年「就業構造基本調査」個票の再集計データ)

好景気でも改善されない若年無業者の就業  
～就職氷河期世代無業者の世帯の実態はさらに厳しく

事務局だより .....24

# 「若者おうえん基金」

古賀伸明  
連合総研理事長

去る6月に閉会した先の通常国会は、参院選を控え与野党対決型法案がほとんどない国会となった。そのような状況下で、6月19日、親の子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立した。一部を除いて、来年4月から施行される。特に、ここ数年、親の虐待で子どもが亡くなるという痛ましい事件が続き、改正論議中にも、札幌市で2歳の子どもが虐待によって衰弱死した。

児童虐待防止法は1933年に制定されたが、第二次世界大戦後、児童福祉法の成立により1947年に廃止された。その後、1989年に国連で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、日本も1994年に批准したことから、改めて2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が制定された。そして、今日まで数回の改定が行われている。

この法律と関連深いのが、「社会的養護」である。保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護することを「社会的養護」という。日本全体で約4万6千人もの子どもたちが社会的養護下にいる。彼らのなかには、幼いころに虐待をはじめとしたつらい経験をしている人も多い。

児童相談所の虐待対応件数は、1999年には1万1千件余りだったものが、2017年度には13万件を超え、毎年50～100人の子が虐待によって死亡している。また、虐待を受けつづけることによって、愛着障害をはじめ、発達障害、精神障害などがかかえ、自立が困難になることが少なくない。

近年、社会的養護下の児童に対して公的な自立支援施策が強化されるとともに、さまざまな民間団体による支援活動もおこなわれるようになった。高校を卒業するタイミングで進学が決まった人や就職が決まった人には、充分とは言えないながらもそれなりの支援が整えられはじめています。しかし、高校

などを中退して18歳以前に施設や里親のもとを離れざるをえなくなった人や、18歳で進学、就職をしたものの中退、離職をしてしまった人、自立援助ホームなどで一定期間を過ごしながらか就職、進学の意思をかためた人などへの支援は極めて不十分であり、こうした若者の社会的自立を支援する仕組みをつくるのが強く求められている。

私は2018年6月までNPO組織・ユニバーサル志縁センターで、共同代表を務めた。そのNPOでは、社会的養護のもとで育った困難を抱えた子ども・若者に対して、一対一で継続的な支援をおこなう「伴走者」をはじめ、支援に携わるさまざまな組織・団体・個人・有識者などが連携をとり、子ども時代につらい経験をした子ども・若者たちを支援する「首都圏若者サポートネットワーク」を設立した。そのネットワークの事業は、①基金造成 ②助成金給付 ③就労・キャリア支援 ④調査研究・政策提言などである。その事業のひとつである「若者おうえん基金」を2018年8月に立上げ、私はその基金の若者おうえん団メンバーの一人でもある。

クラウドファンディングや各種組織・団体の寄付により、約1年間で1千3百万円強の支援金が集まり、2019年6月に公募選考の結果、9団体10件の活動に対して助成を実施した。また、就労・キャリア支援として、就労支援を希望する社会的養護のもとに暮らす子ども・若者に対して、ニーズがマッチした就労体験の場を用意し、2018年度中に2名が実際に就労した。

今年は、連合が現在検討している、市民活動を応援するプラットフォームのクラウドファンディング機能とも連携する議論をはじめている。読者の皆さんもなんらかの事情で「社会的養護」と呼ばれる公的な支援のもとで育った子ども・若者たちが、社会の中でみずからの力を発揮して生きていくことを、是非応援して欲しい。

【首都圏若者サポートネットワーク  
<https://wakamono-upport.net/>】

## 〈特集解題〉

## 世帯構造の変化から考える社会政策の方向性

少子・高齢化や人口減少といった日本社会の構造的変化は、中長期的に徐々にしかし着実に進行し、私たちの生活に大きな影響を与えることとなる。年金、医療などの社会保障や、労働の供給や働き方の在り様、暮らしの面では空き家問題・交通弱者など住環境をめぐる課題、地域コミュニティの崩壊や人と人とのつながりの希薄化・喪失による孤独・孤立など、様々な問題が表面化しつつある。生活・暮らしの基礎的単位として、経済学では生計の単位としての側面から「家計」としてとらえ様々な分析がなされるが、社会的な生活の単位としてそれに対応するのが「世帯」である。「国勢調査」「国民生活基礎調査」をはじめ、世帯の構造や経済的活動に関する基礎的な調査も蓄積されており、少子・高齢化などの人口変動や産業社会の変化と関連しながら、生活の基礎単位である世帯も徐々にかつ着実に中長期的な構造変化が進んでいることが明らかになっている。

本特集では、このような世帯構造の変化と中長期的に求められる社会的基盤の整備などの社会政策の課題について、3名の研究者の方々にご寄稿いただいた。

まず、中長期的な世帯の変動と社会に与える影響について、国立社会保障・人口問題研究所の小島克久部長に概括的に論じていただいた。人口減少との関係では、平均世帯人員は一貫して減少しつつも、世帯数の減少は人口減少よりも遅く始まる。2025年の約5,412万世帯まで増加した後に減少局面に入り、2040年には約5,076万世帯（平均世帯人員2.08人）になると予測されている。

世帯構造の変化としては、①ひとり暮らし、夫婦のみ、ひとり親と子の世帯という小規模な世帯の増加（特にひとり暮らしは2040年に39.3%となる見通し）。これとは逆に、夫婦と子、三世代同居などの規模の大きいまたは家族構成が複雑な世帯の減少。②高齢者のいる世帯の増加（2018年時点で全世帯の48.9%）、特に高齢者だけの世帯の増加（ひとり暮らし、夫婦のみで、高齢者のいる世帯の約6割。2018年時点）。③児童のいる世帯が減少傾向にある一方、「共働き」世帯、「母が就業」の世帯が増加（児童のいる世帯で、共働きは60.7%、「母のみ就業」を含む母が就業している割合は70.7%。2018年時点）。また現時点では規模は小さいものの、④外国人世帯の増加が指摘されている。これらの変化は、地域から人のいなくなることの顕在化に加え、家庭機能を社会全体で支援するニーズを増加させる。対応すべきニーズは世帯により大きく異なる

ため、これらに応え支援する仕組みを整える必要を指摘している。

永瀬伸子お茶ノ水女子大学教授からは、共働き世帯の拡大に対して求められる社会基盤の整備について論じていただいた。女性の就業促進やワークライフバランスのとれる働き方の課題はこれまでも労働政策の主要な課題として追及されてきた。現実には女性の就業促進は進んだが働く女性の多くは独立生計には及ばない賃金しか得ていない。永瀬氏は特に、若者や女性の非正社員就業の問題に着目して現状を分析したうえで、男性が主な生計維持者であり、女性は夫に扶養され家族ケアを担う者となることを暗黙の前提とした働き方のルール（日本的雇用慣行）や社会保障制度を改革し、パート・有期・派遣労働者などを社会的保護の中に雇用者として取り込むことが必要とし、具体的な政策の方向性を提起する。現状分析としては、出産後の正社員の就業継続は進んでいるが、一方で非正規化が大きく進んでいること、直近の雇用均等調査結果から大企業を中心に企業内の階層化が進展していること、従来のパートなどの家計補助型就業では低下する家計所得の減少を補うことはできなくなっていることなどが、実証データを中心に分析されている。

藤森克彦日本福祉大学教授・みずほ情報総研主席研究員からは、単身世帯の増加について2030年予測からその具体的な姿を明らかにするとともに、その要因、求められる社会政策の方向について論じていただいた。まず、2030年にかけて、50歳代中年層や高齢層で単身世帯が大きく増加することが明らかにされる。中年層では未婚化の進展、高齢層では、人口規模の大きい「団塊の世代」の効果に加えて、高齢者が子と同居しない傾向、未婚の高齢者の増加推計が増加要因として指摘されている。そのうえで、単身世帯が抱える生活上のリスクとして、①貧困に陥るリスク（勤労単身世帯では無業者や非正規労働者の割合が高く未婚化の一因となっていること。高齢単身世帯では公的年金の収入格差が大きいこと）②社会的に孤立するリスク、③要介護となった場合のリスクについて具体的に検討がなされ、①社会保障の機能強化、②地域づくり、③社会参加の場の構築など、社会として公的な支えあいや地域での支えあいを強化していく必要性を指摘している。

誰も取り残されることのない社会の構築に向けて些かの参考になれば幸いである。

（連合総研主幹研究員 中村善雄）

# わが国における「世帯変動」とその影響

小島 克久

(国立社会保障・人口問題研究所)

## 1. はじめに

わが国は「少子・高齢社会」と「人口減少社会」に突入するという、これまで経験していない局面を迎えている。国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成29年推計）』によると、わが国の人口は2015年の1億2,709万人から2065年の約8,808万人にまで減少する見通しである。高齢化率（65歳以上の者の人口に占める割合）も2015年の26.6%から、2065年の38.4%にまで上昇する見通しである。「少子化」が進んだ結果、15歳未満の子どもの数、主たる労働力である現役世代の人口も大きく減る見通しである。さらに、人々の生活の単位である「世帯」の姿も変換し続けている。本稿では「世帯の変化」とこれが社会に与える影響について論じたいと思う。

## 2. わが国の「世帯変動」

### (1) 世帯数の動きと世帯の小規模化

人々は、ひとりまたは家族などと一緒に生活している。このような生活の単位を人口統計では「一般世帯」と呼んでいる<sup>1</sup>。また、学校の寮や特別養護老人ホームなどの施設は「施設等世帯」と呼ばれる。わが国の「一般世帯」、「施設等世帯」の数は2015年でそれぞれ約5,333万世帯、約11.7万世帯であり、それぞれ約1億2,430万人、約280万人が居住している。つまり、わが国の人口（約1億2,709万人）のほとんどが一般世帯に居住している。

わが国はすでに人口減少の局面にあるが、世帯数はあと少しの間は増加する見通しである。総務省統計局『国勢調査』および国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（2018（平成30）年推計）をもとにした図表1によると、わが国の一般世帯数は1975年には約3,360万世帯であった。その後は増加傾向をたどり、1990年には4,000万世帯、2010年には5,000万世帯に達して現在に至っている。今後の見通しを見ると、一般世帯数は2025年には約5,412万世帯まで増加するが、その後は減少局面に入り、2040年には約5,076万世帯になる。つまり、人口の動きより少し遅れて世帯数が減る見通しである。

1世帯あたりの平均世帯人員は一貫して減少傾向にある。たとえば、1975年には3.28人であった平均世帯人員は、1990年には2.99人と3人を下回り、2015年には2.33人にまで減っている。その傾向は今後も続き、2040年には2.08人にまで減少する見通しである。

### (2) 世帯構造の変化—ひとり暮らしや夫婦だけの世帯の増加—

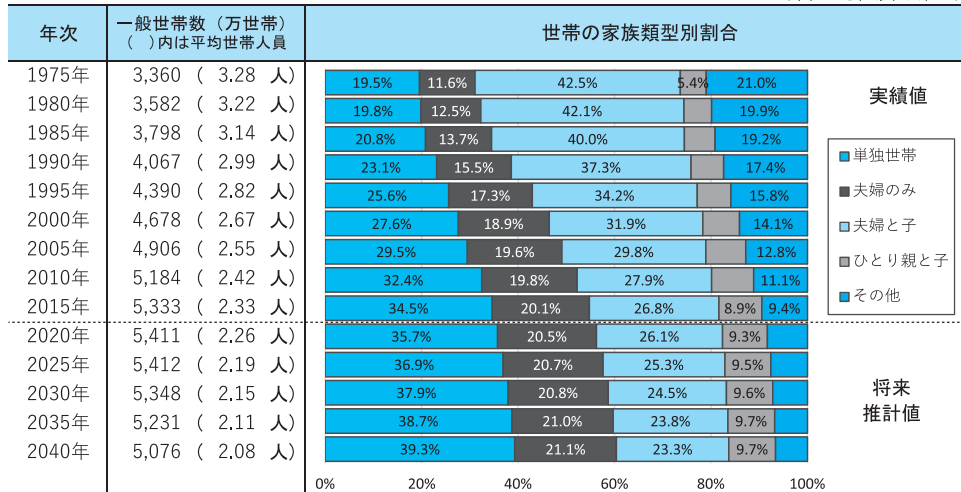
世帯の小規模化は、ひとり暮らしなどの世帯人員が少ない世帯の増加を反映している。図表1から家族類型別<sup>2</sup>の構成割合の変化を見よう。

わが国でもっとも多い家族類型は「夫婦と子」から成る世帯であった。1975年では一般



図表1 わが国の一般世帯数と家族構成の変化

(単位：万世帯、人、%)



出所：総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計)より作成。  
 注：1990年までは世帯の家族類型の分類方法が現在と若干異なる。2010年、2015年は「世帯の家族類型不詳」を含めた場合の世帯数および割合。

世帯の42.5%を占める。その後割合の低下は見られたものの、2005年まではもっとも多い家族類型であり、2015年でも26.8%を占める。2020年以降もその割合は20%台で推移する見通しである。次に、三世帯同居を含む「その他」の世帯は1975年には21.0%を占め「夫婦と子」に次いで高い割合であった。この割合も年々低下傾向にあり、2015年には9.4%となっている。その後もこの割合は低下する見通しである。

一方で「単独世帯」と「夫婦のみ」の世帯の割合は上昇傾向にある。「単独世帯」の割合は1975年には19.5%であったが、1985年には20%台に達し、2010年には30%台に達するとともに、もっとも割合が大きな家族類型となった。2015年には一般世帯の34.5%を占める。その後もこの割合は上昇し、2040年には39.3%に達する見通しである。「夫婦のみ」の世帯の割合も1975年の11.6%から上昇傾向をたどり、2015年には20.1%に達した。2020年以降もこの割合は緩やかに上昇し、2040年には21.1%になる見通しである。なお割合は小さいものの、「ひとり親世帯」の割合も一貫して上昇傾向にある。

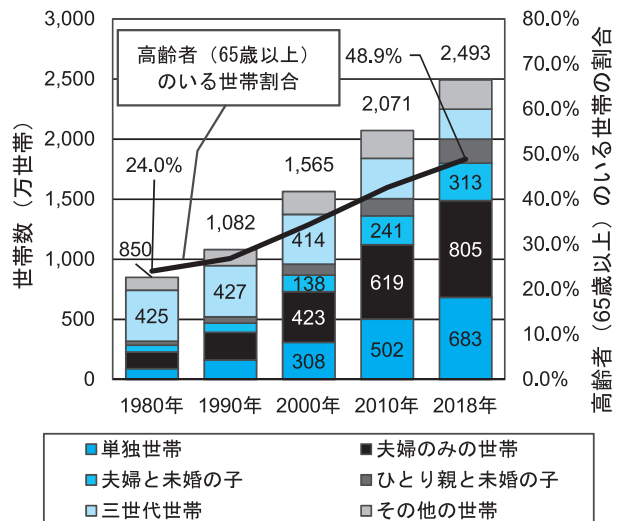
このようにわが国の一般世帯の家族構成の過去から将来までの変化は、①ひとり暮らし、

夫婦のみ、ひとり親と子の世帯という小規模な世帯の増加、②夫婦と子、三世帯同居などの規模が大きいまたは家族構成が複雑な世帯の減少、でまとめることができる。

(3) 高齢者のいる世帯の増加

わが国の人口高齢化は「世帯の高齢化」ももたらす。『国勢調査』と並んで世帯に関する詳細なデータが得られる厚生労働省『国民生活基礎調査』からまとめた図表2によると、

図表2 高齢者(65歳以上)のいる世帯の動き(1980~2018年)



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より筆者作成。

図表3 児童のいる世帯の動き (1980～2018年)

(単位:万世帯、%)

年次	児童のいる世帯							平均児童数(人)
	世帯数 (万世帯)	全世帯 に占める 割合	父母の主な就業状況別割合					
			父のみ仕 事あり	父母とも 仕事あり	母のみ仕 事あり	父母とも 仕事なし	(再掲)母に 仕事あり	
1980年	1,763	49.9%	-	-	-	-	-	1.83
1990年	1,557	38.7%	48.5%	44.0%	5.0%	1.3%	49.0%	1.81
2000年	1,306	28.7%	44.4%	44.6%	7.0%	2.8%	51.6%	1.75
2010年	1,232	25.3%	36.5%	48.7%	9.6%	2.9%	58.3%	1.70
2018年	1,127	22.1%	26.5%	60.7%	9.9%	1.9%	70.7%	1.71

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（1980年は「厚生行政基礎調査」）より筆者作成。  
注：「児童のいる世帯」とは18歳未満の未婚の者のいる世帯を指す。1980年は父母の就業状態別のデータなし。

高齢者のいる世帯数は、1980年で約850万世帯であり、全世帯の24.0%を占める。その後高齢者のいる世帯は増加し、2018年には約2,493万世帯となり、全世帯の48.9%、つまりおよそ2世帯のうち1世帯に高齢者が暮らすようになっている。また、その家族構成も大きく変化しており、1980年や1990年には三世帯世帯がもっとも多かったが、近年では、単独世帯や夫婦のみの世帯の方が多くなり、2018年にはそれぞれ約683万世帯（全世帯の27.4%）、約805万世帯（同32.3%）と、高齢者のいる世帯の60%近くを占めている。また、夫婦と未婚の子の世帯も2000年以降は特に増加しており、2018年には約313万世帯（全世帯の12.3%）である。

このように、わが国では世帯の高齢化、特に高齢者だけの世帯の増加が進んでいる。

#### (4) 児童のいる世帯の減少と母親が就業の世帯の増加

少子化を背景に児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は減少傾向にある。同じく厚生労働省『国民生活基礎調査』をもとにした図表3によると、児童のいる世帯数は1980年には約1,763万世帯（全世帯の49.9%）であった。しかし、2018年には約1,127万世帯（全世帯の22.1%）に減少し、およそ5世帯に1世帯にしか児童が生活していない。児童のいる世帯の中での父母の就業状況を見ると、1990年は「父のみ仕事あり」が48.5%と最も多かった。しかし、その後は「父母とも仕事あり」がもっとも多くなり、2000年の44.6%

から2018年の60.7%に上昇している。「母のみ仕事」と合わせると、「母に仕事あり」の割合は1990年の49.0%から2018年の70.7%にまで上昇している。

このように、わが国では児童のいる世帯が減少傾向にある一方で、「共働き」世帯、「母が就業」の世帯が増加している。

#### (5) 外国人の世帯の増加

わが国は人口減少社会の中で外国人の人口が増えており、総務省統計局『国勢調査』によると、その数は2015年で約175.2万人と、総人口の1.4%を占める。そのような中、外国人のいる世帯も増加しており、2015年には約117.2万世帯（一般世帯数の2.2%）と2010年の約109.3万世帯から約7.9万世帯増加している。外国人のいる世帯のうち、外国人のみの世帯は約74.8万世帯、外国人と日本人のいる世帯は約42.0万世帯である。また、世帯主の国籍別では日本の約30.7万世帯を除くと、中国の約25.8万世帯が最も多く、韓国・朝鮮（約18.4万世帯）、ベトナム（約6.2万世帯）、フィリピン（約5.7万世帯）、ブラジル（約5.4万世帯）などとなっている。

### 3. 世帯変動がわが国に与える影響

このような「世帯変動」はさまざまな影響を社会に与える。

まず世帯数の減少は、その地域で生活する者そのものがいなくなることを実感させ、それに伴う影響を顕在化させる。その例を挙げると、空き家問題（2013年で約846万戸、総

務省統計局『住宅・土地統計調査』)の深刻化、家計の消費支出の減少を通じた地域経済や地域づくりの停滞などがある。また過疎地域などでは、地域社会の消滅への危機感を増すことにつながる場合もある。

次に世帯の小規模化、高齢者だけの世帯の増加は、就労、子育て、介護などの家庭機能を少数の世帯員で担うことにつながる<sup>3</sup>。たとえば要介護高齢者のいる世帯では、介護される高齢者だけでなく、介護する側の家族の健康問題、仕事や学業との両立などの問題が深刻になる(家族介護者支援、ヤングケアラー問題など)。特に介護を行う成人の子どもが未婚である場合、ひとりで仕事や介護の問題に対処することになる。こうした問題に対する社会的な支援がいっそう重要になる。若年層も含めた小規模な世帯の増加は、地域社会からの孤立も問題になる。高齢者の振り込め詐欺などの犯罪被害はもとより、孤立の結果による孤独死、若年層の引きこもりなどの解決が困難な問題(例:8050問題)を家族だけで抱え込むことになる。こうした課題を抱えた世帯を早期に発見し、支援に結びつけることが重要になっている。

そして、児童のいる世帯は減少しているが、共働きや母が就業している世帯の増加により、保育サービスや放課後の居場所の提供という子育て支援ニーズはむしろ大きくなっている。また、ひとり親世帯では、就労などでの経済的支援の他、「子どもの貧困」への対応策として、子どもが将来自立できるような教育等の支援も重要になっている。

外国人が暮らす世帯が増えることは、地域社会、わが国全体それぞれで、文化的に多様な社会となる。こうした社会では日本人を含めた「多文化共生社会」の構築、特に生活の様々な場面で外国人が抱える支援ニーズの的確な把握と対応が重要になってくる。

このように、わが国の世帯変動はさまざまな影響を社会に与えている<sup>4</sup>。

#### 4. まとめ

わが国の世帯変動は、①その数の減少は人

口減少よりも少し遅く始まる、②小規模な世帯や共働き世帯、外国人世帯の増加という変化で特徴付けることができる。こうした変化は、地域から人がいなくなることの顕在化に加え、家庭機能を社会全体で支援するというニーズの増加、という影響をもたらす。小規模な世帯が増える一方で、家庭機能支援ニーズの内容は世帯によって大きく異なる。その多様なニーズに応える支援の仕組みを整える必要がある。

---

#### 【参考文献】

- 山本千鶴子(1979)「わが国の世帯統計(4)――一般世帯について――」『人口問題研究』第185号、厚生省人口問題研究所、pp.55-59.
- 伊藤達也(1994)『生活の中の人口学』古今書院.
- 小島克久(2005)「家族形態の変化と見通し」『季刊社会保障研究』第41巻第2号、国立社会保障・人口問題研究所、pp.74-82.
- 白波瀬佐和子(2017)「小さな世帯の増加と社会保障」『社会保障研究』第2巻第1号、国立社会保障・人口問題研究所、pp.4-18.
- 日本人口学会編(2018)『人口学事典』丸善出版
- 清水浩昭・工藤豪・菊池真弓・張燕妹(2019)『新訂・少子高齢化社会を生きる』人間の科学新社.

- 
- 1 ここでは総務省統計局『国勢調査』での定義(住居と生計を共にする二人以上の者の集まりまたは一戸を構える単身者)をもとにまとめた。統計によって用語が異なる場合があるが、世帯の定義の考え方はほぼ同じである。詳細は山本(1979)参照
  - 2 家族構成に類似した世帯の分類のしかた。
  - 3 これに関連することとして、夫と妻の家事や育児の分担割合の推移は、国立社会保障・人口問題研究所『全国家庭動向調査』が詳しい。
  - 4 小規模な世帯の増加と社会保障との関係は国立社会保障・人口問題研究所『社会保障研究』第2巻第1号の白波瀬(2017)をはじめとする各論文で取り上げられている。



# 共働き世帯の拡大に対して 求められる社会基盤の拡充

永瀬 伸子

(お茶の水女子大学教授)

この10年で育児期の女性の労働力率は10%超上昇し、2016年には15-64歳層の女性の労働力率が米国を超えたと注目された。ただし労働市場で働く女性の多くは、独立生計には及ばない賃金しか得ていない。本稿では、男女ともに自立できる収入を得て働き、かつ男女がともに子育てやケアにかかわれる社会に向かうための具体的な課題を示したい。人口構造変化の中での将来労働力の減少、社会保険料や税金負担の上昇、長寿化等を考えれば、この方向への変化は、健康な社会の維持に必要である。これまで日本社会は、男性が主な生計維持者であり、女性は夫に扶養され家族ケアを担う者となることを暗黙の前提として、新卒採用、同期による雇用管理、年功的な昇進、転勤、これらの制度から除外される非正規雇用といった働き方のルールを作ってきた。また第3号被保険者といった社会保障は、こうした働き方を支えてきた。

しかし非正規雇用が大きく拡大し、非婚男女も増加する中で、こうした暗黙のルールを変えていくことが必要となっている。つまり日本の雇用慣行と言われてかつて称賛された企業の人材育成、採用、転職に際してのキャリアの評価などについての変革である。同時に専業主婦世帯をモデル世帯とする社会保障制度の改革であり、非正規雇用者を社会的保護の中に雇用者として取り込むような改革である。これは年齢によらない社会への変革を伴うものであり、高齢者がその体力に応じて働ける社会に合致する変化の方向でもあると

考える。

## <出産後の正社員の就業継続の増加>

近年、出産後も正社員の仕事を継続する女性が大卒女性を中心に大きく増加している。国立社会保障人口問題研究所『第15回出生動向基本調査』（2015年）によれば、2010-2015年の第1子出産と2000-2004年の第1子出産とを比較すれば、正社員女性の56%（10年前は46%）が妊娠出産後も正社員の仕事を続けており、離職し無職となった者は35%（10年前は44%）にとどまる。また大卒女性に限定して『労働力調査』をみれば、変化は一層大きい（永瀬（2019））。これによれば、第1子が0-3歳時点の母親について、正社員就業をしている割合は、2002年度は3割弱、2010年度も3割強であったが、2017年度には、約5割弱となった。つまり最近出産した大卒女性の半数は第1子を産んだ後も正社員を続けるようになったのである。前記『出生動向基本調査』の数字は妊娠時に正社員であった者に限定された数字であるので若干数字が異なる。この10年で大きい変化が若い世代で起きているのは確かである。

この変化は、ワークライフバランス改善に向けて、企業が取り組んできた風土改革の成果でもある。同時に、人口減少が見込まれる中で、企業がスキルを持つ女性労働者への需要を高めている結果ともいえる。

そうはいつでも雇用者が、働きながら希望する子ども数を持てる状況が出現していると



はいまだに言い難いだろう。少子化が日本社会のもっとも大きい課題であることを考えれば、女性だけでなく夫も応分の育児分担をできるような企業の風土改革、子どもをケアすることでキャリア上のペナルティが課されないよう上司の教育や人事制度の在り方の改革、前職のキャリアを応分に評価する人事慣行など、企業風土の改革や人事制度の改革が一層迫られている。

### <働き方の問題：若者の非正社員就業の問題>

正社員の課題も重要だが、この点の議論はすでにかなり数多くなされている。そこでここでは非正規雇用への視点の重要性も述べたい。

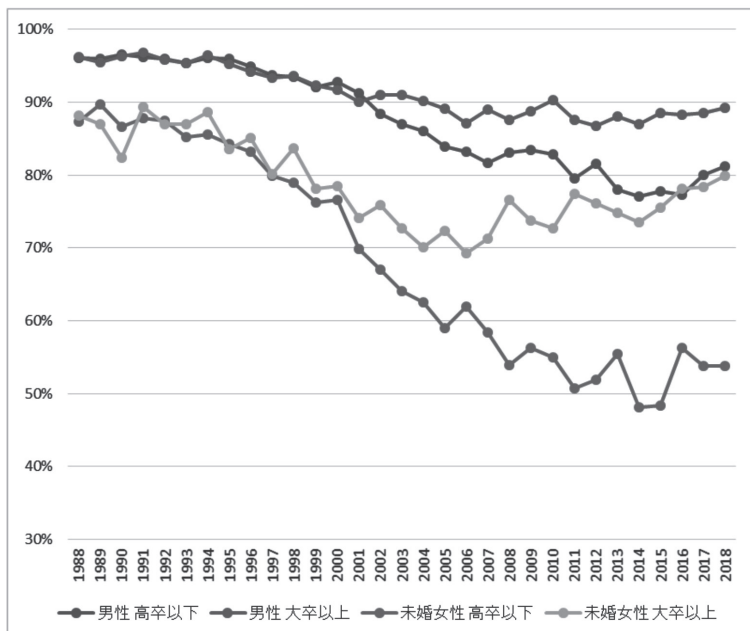
若者の初職が大きく変わってきていることはすでに良く知られている。国立社会保障人口問題研究所『第8回人口移動調査』（2016年）によれば、調査時点で45-49歳層から60-64歳層の男性の8割以上が初職として正社員の仕事に就いたが、20-24歳層では61%に下がっている。女性についても類似の数字である。

周知のことだが正社員と非正社員とでは大きい賃金格差がある。正社員の中では大企業と中小企業とで賃金格差があるが、非正社員はどの企業規模をみてもこれを大きく下回

り、最低賃金に近い時給である。またフルタイム雇用の月給制の非正社員である契約社員も非正規雇用者の一定数（『労働力調査』2018年によれば女性は9.5%、男性は23%）いるが、こちらも経験による賃金上昇が少ないことが知られている。つまり非正社員に対してはスキルアップの機会が少ないといえる。非正社員で仕事をはじめた若者が増えていることは、職業能力の蓄積が十分になされない点が大いに懸念される。

また初職を離職し、その後は非正社員という働き方になる若者も増えている。『労働力調査』について、34歳以下の雇用者の現在の就業状況について、雇用者に占める正社員の割合を男女別、学歴別に時系列で特別集計した結果を示したものが図1である。女性は有配偶になると非正規雇用者になる者が増え数字が見えにくくなるため、女性については未婚者に限定して集計した。すると1998年頃までは男女ともに、また学歴にかかわらず、34歳以下の雇用者の9割が正社員であった。しかしその後、一貫して非正社員が増えていく。大卒女性のボトムは2006年頃、高卒男性は2016年頃でその後若干回復している。しかし2018年でみて、大卒男性は9割、高卒男性は8割、未婚大卒女性は8割、未婚高卒女性は5

図1 23-34歳の雇用者にしめる正社員の割合、男女別、学歴別集計（女性は未婚者のみ）



出所) 『労働力調査』1-3月、『労働力特別調査』2月調査各年から著者作成

割強のみが正社員である。

非正規雇用のキャリア形成をしっかり考えるべき時期にきている。また非正規雇用者の社会的保護を正社員と同等なものに見直すことも必要である。たとえば雇用保険に複数年加入しているとしても、育児休業制度、育児休業給付など、若い男女に重要な、出産に対する雇用者の保護を受けにくい。この点は未婚の非正規雇用女性が増える中できわめて重要な論点である。

現在の育児休業制度では、1年以上雇用されており、妊娠後、子どもが1歳半の時点で雇用が終了することが明確でない者は原則育児休業がとれるとなった。しかし現実問題としてはとりにくいため、妊娠時にやめるか、あるいは子どもを持ちにくい。雇用主と調整して育児休業をとるような現在の制度では、妊娠から子どもが1歳半になる3年半の先を約束することは、非正規雇用者の立場ではしにくい。このため多くは育児休業をとれず、またこの間受けられる67%から50%の育児休業給付、それに社会保険料の免除といった恩典を受ける権利も得にくい。『雇用均等基本調査』（平成30年）では有期契約雇用者の育児休業利用の調査結果を掲載している。平成30年度で69.6%であり、意外に高いと思われるかもしれない（なお時系列では大きい傾向はなく、もっと高い数字の年もある）。しかしこれらの数字は、有期契約で出産後復帰できた者の7割が育休をとり、3割は産休明け復帰だったということを示しているに過ぎない。妊娠時に離職した者は含まれない数字なのである。実際に、35-36歳の女性を見た場合に、正社員以上に契約社員などの有期のフルタイム雇用者は、無子割合が高い（永瀬（2014））。

#### <働き方の問題：女性の非正社員就業の問題>

ここまでは若者の非正規雇用者の問題を考えた。若者の収入の低さ、訓練機会の少なさ、キャリアの将来見通しの持ちにくさという問題については、多くの読者はその改善が必要と共感されるのではないかと思う。しかし有配偶女性については、配偶者に一定の世帯収入があるならば年収100万円程度の非正社員

パートとして働くので十分だと思う読者もいるかもしれない。しかしそうも言えない時期にきている。個人の幸せや、高齢社会が一層進展する中での国民経済の在り方という点を考えてみる。

男性の賃金は90年代後半から2000年代にかけて下落傾向が続いた。厚生労働省『賃金構造基本統計調査』から男性の一般労働者の「きまって支給する現金給与」（月額）を確認する。この間物価は安定しているので物価調整なしの公表数字そのものを示す。学歴計、産業計、企業規模計でみると、男性の月額平均収入のピークは2001年の37.35万円、ボトムは2010年36.0万円、その後、やや上向いている。40-44歳層の大卒男性に限定すると、ピークは2007年51.54万円、ボトムの2015年には46.36万円と月間6万円近く下落している。企業規模1,000人以上でフルタイムで働く大卒男性40-44歳層、これはもっとも安定した男性雇用者像であるかもしれない。しかしこれも月収のピークは2009年の55.95万円であり、ボトムが2014年51.63万円、この間、月間4万円ほど月収がおちている。

家族形成が遅くなっている今日においては、男性40-44歳層では子どもが独立するに至らない世帯が多いだろう。その配偶者であるパート女性が所得税を回避するために就業調整をすれば、おおよそ月間8.8万円以下に年収を抑える必要がある。またサラリーマンの妻として社会保険料を納めないで済む被扶養の範囲となるよう年収130万円に抑えるためには、妻の月間収入はおおよそ10.8万円以下の必要がある。しかし月間6万円も夫の年収が下がるとした場合に、たとえば8.8万円から10.8万円へと2万円月収を増やしても、収入下落を補うには至らない。

年収130万円を超えて働く場合には、社会保険料がかかってくる。厚生年金保険料の18.3%、健康保険料を合わせると（協会けんぽとして、40歳未満で9.9%、40歳以上（介護保険料含む）で11.63%のため）、40歳以上を考えれば合計で29.93%である。労使折半であるため、その半分の約15%が個人負担となる。税金も課税所得が195万円以下であれば

所得税は5%、住民税は10%かかるが、基礎控除や給与所得控除があるため、社会保険ほど大きい負担とはならないだろう。しかし時給が最低賃金に近い1,000円程度とすると、15%の社会保険料プラス税金はかなり重い負担と感じられることだろう。

しかし男性の中位所得の長期的な下落は、日本だけで起きているわけではない。グローバルな競争によって仕事の一部が賃金の安価な海外で行われるようになったこと、コンピュータの発達で、一部の熟練の価値を下げたこと。中位所得の長期的な下落傾向は、欧米の雇用者にも見られる変化である。こうした変化があるとはいえ、多くの国では女性の賃金水準が上昇傾向にあるため、女性の稼得収入が世帯年収の下落を補ってきたのである。

日本では、女性については、就業者の49%、役員を除く雇用者に占める割合でみれば、56%が非正規雇用者である。そして非正規雇用者の9割は、最低賃金に近い給料しか得られていないような「パート・アルバイト」という働き方をしている（2018年『労働力調査』）。このように多くの女性が最低賃金で働いているとすれば、それは安価に消費者が良いサービスを受けることにはプラスかもしれない。しかし人生100年近いということを考えれば、人材の育成を考えずに、最低賃金で雇うという方向は人材の無駄遣いであり、本人たちにとっても良いこととは言えない。扶養内で働くという働き方そのものを、本格的な雇用者の問題として抜本的に考え直すべき時にきている。

また優秀な有配偶女性が安い賃金率で働くことは、同じ程度優秀な若手のシングル男女が同じような低い賃金水準で働かざるを得ないことも示している。

『労働力調査』の長期時系列表を見ると、男性の就業者数は2007年の3,752万人をピークに3,709万人に43万人減少したが、女性の就業者数は、2007年の2,667万人から2018年には282万人増え、男性の現役人口の縮小を補っている。しかしこの間主に増加したのは、女性についてパート・アルバイトの232万人である。正社員も96万人増えたとはいえ、男

性についてこの間正社員が61万人減少し、パート・アルバイトが92万人、嘱託が72万人増えたことを考えると全体では、パート・アルバイトの増加が労働力の変化要因として大きかったのであり、その見直しは重要課題である。

### <企業内での階層化の進展>

ところで先日、平成30年の厚生労働省『雇用均等基本調査』を見て驚いたのだが、5,000人以上の企業の常用雇用者（定義では期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者、他企業からの出向者なども含む）に占める正社員の割合を見ると、49%という低さであった。1,000-4,999人でも59%に過ぎない。10-99人規模になると7割を超えるものの、大企業では、働く者の半数近くが非正規労働者という変化がすすんでいる。派遣労働者のように直接雇用でない場合には、そもそも常用雇用者の数字に入っていないだろうから、大企業の非正規化の進展はより大きいものであろう。

これを女性に限定すると、5,000人以上の企業で働く女性のうち3割のみが正社員であり、7割の女性は非正社員であった。1,000-4,999人も36%が正社員であり、残りの3人に2人は非正社員である。なお10-29人になると、女性の正社員比率は6割となる。

ちなみに男性についても、5,000人以上の企業で働く男性のうち正社員は64%であった。1,000-4,999人企業であれば75%である。これ以下は8割近い。

30人以上の企業の状況でまとめると、正社員女性は41%に過ぎず、また常用雇用者に占める割合でみると、「総合職」的な正社員が15%、「限定総合職」的な正社員が5%、「一般職」的な正社員が18%で、残りの55%は非正社員だという。一方男性についてみると、正社員男性は76%、また常用雇用者に占める割合でみると、「総合職」的な正社員が41%、「限定総合職」が6%、「一般職」が22%で、非正社員の常用雇用は2割弱という。

この統計では、実際にどう呼ばれているかは別として、たとえば「基幹的な業務や総合



的な判断を行う業務に属し、勤務地の制限がない職種」を「総合職」と定義している。他の区分も実際の呼称ではなく実態で企業に判断してもらって人数の調査をしている。

この調査にみる「総合職」的な正社員女性が、15%であり、「一般職」18%とほぼ同程度いるという数字にもやや驚いた。この数字が正しいとすれば、それは一般職の仕事がどんどん非正規雇用の仕事に移っていつている、そして仕事そのものはあるとしても、有期雇用になることで育児休業の権利等の社会的保護が薄くなっているということの意味する。なおこの調査では、正社員全体にしめる女性正社員の割合は26%と示されている。ボーナス、退職金、職能給、定期昇給など「日本的雇用」と言われる多くの制度が、正社員に限定されていることを、今こそ大きく見直す必要がある。それは非正規社員にこうした制度を適用するという狭い視点ではなく、非正規雇用者の人材育成を日本の中で見直して考えていくということの意味する。

厚生労働省の「女性活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づき、全国の女性の活躍状況について、情報公開をしている。かつて聞き取りをしたことのあるいくつかの企業のうち、管理職比率を公開している企業について、変化の大きさに目を見張ったところである。しかしこうした急速な改善は、非正規として統計の外に女性を出しているから起きている可能性もあるなどとうがった見方もしてしまう。

### <共働きのための基盤の拡充>

共働き社会、あるいは、シングルの場合にも個人が一人で自立できる社会に向けて必要なこととしては以下を考える。

○出産、子育てに対しては、非正規や自営業主、またもともと仕事をしてきた者が無職化してしまった場合、これを社会的に保護すること。具体的には育児休業や育児休業給付が与えられるべきこと。

○サラリーマンの扶養配偶者のみに対する税の免除や社会保険の免除といった保護は段階的に廃止すること。他方で、サラリーマンの配偶者に限定せず、シングルマザーやシングルファーザーを含み、また非正規雇用者を含んで、子どもをケアする者に対しては社会的な配慮を拡充する方向で社会的保護を大きく組みなおすこと。

○保育園の定員や数を増やすこと。また子育てそのものが変化していることを鑑み（低年齢児保育、長時間保育の増加、父親の参加など）、親が働いているもとで、ゆとりある子ども時代を親子に与えるべく、低年齢児から小学校低学年までの保育の在り方や両親への家庭時間の柔軟な付与について幅広く見直すこと

○正社員に対しては職能賃金や昇給昇格がある。しかし非正規社員をまったく別に扱ってきたのがこれまでの日本の人事制度である。その在り方を、非正規雇用者の人材育成という視点から大きく見直すこと。採用、訓練、評価について、人事部や労働組合の「正社員中心」の考え方の見直しを迫ること。

○「職」をより明確とし、他企業での経験が次の企業で評価されるよう企業横断的な労働市場の形成を考えること。

○非正規雇用者が、自立可能な賃金水準で働けるように社会的保護の在り方を見直すこと（換言すれば、扶養内とされる中で働くという働き方をなくしていくこと）

○小学校、中学、高校の時点で、女性のキャリア教育を行うこと。また男性の育児教育だけでなく、男女がお互いのキャリアをサポートするという教育を行うこと

いかがであろうか。

---

### 引用文献

永瀬伸子 (2019) 「労働統計にみる少子化の要因：最近の『労働力調査』から」日本統計協会『統計』69 (2) 54-57頁。

永瀬伸子 (2014) 「育児短時間の義務化が第1子出産と就業継続、出産意欲に与える影響：法改正を自然実験とした実証分析」『人口学研究』37 (1) 27-53頁。



# 単身世帯の増加と求められる 社会政策の強化

藤森 克彦

(日本福祉大学教授・みずほ情報総研主席研究員)

## はじめに

単身世帯（一人暮らし）が増加しており、今後も増えていくことが予想されている。特に今後、中年層や高齢者の単身世帯が急増していくとみられている。

これまで日本は、様々な生活上のリスクに対して、家族の役割が大きいと言われてきた。しかし、単身世帯は、少なくとも同居家族がないので、世帯内の支え合い機能は従来よりも低下していることが考えられる。

単身世帯は、これまで家族が対応してきた様々な生活上のリスクに対して、どのように対応し、どのような課題を抱えているのだろうか。さらに、社会としてどのような対策が求められているのであろうか。

そこで本稿では、まず単身世帯の現状と今後の増加状況を概観した上で、増加要因を探る。次に、単身世帯と二人以上世帯を比較しながら、貧困リスクや、社会的に孤立するリスク、要介護の状態となった場合のリスクを考察する。そして最後に、求められる対策について考える。

なお、本稿では、世帯としてみるか、個人としてみるかによって、「単身世帯」「単身者」「一人暮らし」という3つの用語を使うが、同一の対象を示している。

## 1. 単身世帯の現状と将来

まず、2015年の単身世帯数の実績値と、2030年の単身世帯数の将来推計をみてい

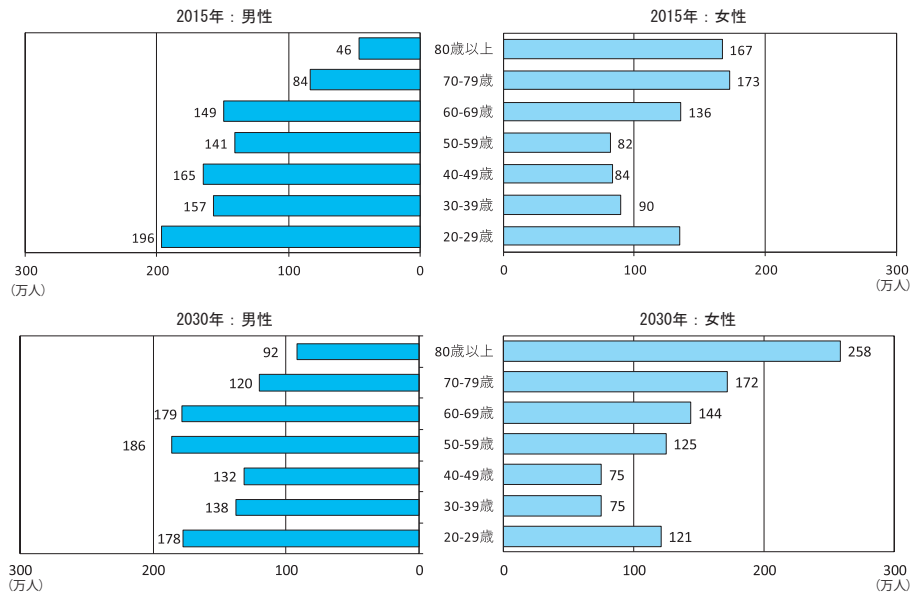
う。2015年現在、日本には1,842万世帯の単身世帯があり、総人口の14.5%が一人暮らしをしている。そして国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」と略す）の将来推計によると、2030年には、単身世帯数は約1割増加して2025万世帯となり、総人口の17.0%を占めるとみられている。

注目すべきは、2015年から2030年にかけて、中年層や高齢者で単身世帯が増加していく点である。具体的には、2015年現在、男性で最も多くの単身世帯を抱えているのは20代である（図表1）。20代で単身世帯が多いのは、進学や就職などを機に親元を離れて一人暮らしを始める人が多いためである。そして30代以降、年齢階層があがるにつれて単身世帯数は減少するが、これは結婚をして二人以上世帯となるためと考えられる。

一方、2015年の女性の単身世帯数をみると、20代のみならず70代で単身世帯が多く、二つのコブができています。70代女性で一人暮らしが多いのは、女性の平均寿命が男性よりも長いので、夫と死別して一人暮らしをする女性が多いためである。

ところが2030年になると、年齢階層別の単身世帯数は一変する。20代の単身世帯は、少子化の影響を受けて男女共に減少するとみられている。その一方で、2030年に男性で最も多くの単身世帯を抱える年齢階層は50代となり、15年の1.3倍になる。また、80歳以上の男性でも単身世帯は大きく増加し、2030年は

(図表1) 男女別・年齢階層別の単身世帯数—2015年と2030年の比較



注) 1. 2015年は、実績値。2030年は、国立社会保障・人口問題研究所による2015年基準による将来推計。  
2. 2015年の数値は、総務省『平成27年国勢調査』に基づき、筆者が年齢不詳分を按分。このため、『国勢調査』の数値と一致しない。  
(資料) 総務省『平成27年国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018年推計)により、筆者作成。

2015年の約2倍になる。

他方、女性で単身世帯が最も多いのは80歳以上となり、258万世帯にのぼると推計されている。これは2015年の80歳以上の単身女性数の1.6倍である。また、50代女性においても、単身世帯は15年の1.5倍になるとみられている。

## 2. なぜ単身世帯は増加していくのか

では、なぜ50代や80歳以上で単身世帯が増加していくのか。50代で単身世帯が増加していく最大の要因は、未婚化の進展である。50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合を「生涯未婚率」と呼ぶが、生涯未婚率は男女ともに1985年まで5%以下で推移したが、1990年以降、急激に上昇し、男性の生涯未婚率は2015年に23.4%となった。そして社人研の将来推計によれば、2030年の男性の生涯未婚率は28.0%になる。女性の生涯未婚率は、男性ほど高い水準ではないが、2015年の14.1%が2030年には18.5%になるとみられている。

また、80歳以上で単身世帯が増加していくのは、人口規模の大きい「団塊の世代」が80歳以上になることと、高齢者が子供と同居し

ない傾向が考えられる。さらに、今後、未婚の高齢者が増加することが推計されており、これも高齢単身世帯の大きな増加要因となるであろう。なぜなら、未婚の高齢者は、配偶者だけでなく、子どももないことが考えられ、単身世帯になりやすいためである。この点、社人研の将来推計によれば、65歳以上の未婚者は、2015年から2030年にかけて約1.8倍増えていく。特に高齢男性で未婚率の上昇が著しく、2015年の5.9%が2030年には10.8%になると推計されている。

## 3. 単身世帯が抱える生活上のリスク

以上のように、今後、中年層や高齢者における単身世帯の増加が推計されている。では、単身世帯は、二人以上世帯と比べて、どのような生活上のリスクを抱えているのであろうか。以下では、貧困リスク、社会的に孤立するリスク、要介護となった場合のリスク、を取り上げていく。

### (1) 貧困リスク

第一に、単身世帯は、二人以上世帯と比べて、貧困に陥るリスクが高い。ここでは、世帯類型別に「相対的貧困率」を比べていこう。

(図表2) 世帯類型別にみた相対的貧困率 (2015年)

	勤労世代 (20-64歳)		高齢世代 (65歳以上)	
	男性	女性	男性	女性
単身世帯	21.1	29.0	29.2	46.2
夫婦のみ世帯	8.9	10.3	15.3	15.4
ひとり親と未婚の子のみ世帯	25.2	31.5	21.5	24.8
夫婦と未婚の子のみ世帯	10.3	10.0	13.5	12.8
三世帯世帯	8.9	10.9	8.5	10.6
その他世帯	17.8	20.9	14.7	15.6

(資料)：阿部彩 (2018)「日本の相対的貧困率の動態：2012から2015年」 貧困統計HPより転載。

引用元は、阿部彩 (2018)「日本の相対的貧困率の動態：2012から2015年」科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) (基盤研究 (B))「貧困学」のフロンティアを構築する研究」報告書。

「相対的貧困率」とは、世帯可処分所得 (世帯内のすべての世帯員の所得を合算) を世帯人数で調整した値 (等価世帯所得) を算出して、その中央値の50%を貧困線として、これを下回る世帯可処分所得の世帯に属する人の割合をいう。厚生労働省『平成28年国民生活基礎調査』に基づく2015年の貧困線は、年収

122万円である。

2015年の世帯類型別の相対的貧困率をみると、勤労世代 (20-64歳) では、単身世帯の相対的貧困率は、男性21.1%、女性29.0%となっていて、男女ともに「ひとり親と未婚の子のみ世帯」に次いで高い水準にある (図表2)。また、高齢世代 (65歳以上) の相対的

(図表3) 単身世帯と二人以上世帯の世帯主の就業状態の比較 (2015年)

(単位：%)

		有業者				無業者		
		雇用者		自営・ 家族 従業者	完全 失業者	非労働 力		
		正規の 雇用者	非正規の 雇用者					
30代	二人以上世帯の世帯主	96.7	83.6	6.9	6.1	3.3	1.6	1.8
	単身男性	91.3	74.7	12.6	4.1	8.7	5.5	3.2
	単身女性	90.5	66.1	21.8	2.6	9.5	4.8	4.7
40代	二人以上世帯の世帯主	95.6	78.6	8.5	8.6	4.4	1.9	2.5
	単身男性	88.3	70.8	11.1	6.5	11.7	7.1	4.5
	単身女性	85.4	56.3	24.5	4.6	14.6	6.0	8.6
50代	二人以上世帯の世帯主	93.1	71.9	10.0	11.3	6.9	2.5	4.4
	単身男性	82.1	61.5	12.3	8.2	17.9	9.0	8.9
	単身女性	77.5	42.0	29.5	6.0	22.5	5.8	16.7

(注) 1. 単身世帯では就業状態の不詳者が数多く見られる。そこで二人以上世帯の世帯主も含め、不詳者は除外して把握できる就業状態数について割合を求めた。

2. 「二人以上世帯の世帯主」は、男女を問わず、世帯主となっている者の就業状態を示す。

3. 「完全失業者」とは調査期間中、収入を伴う仕事を全くしなかった人のうち、仕事に就くことが可能で、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。「非労働力」とは、同期間中に収入を伴う仕事を全くしなかった人のうち、休業者や完全失業者以外の人。

(資料) 総務省『平成27年国勢調査』(就業状態等基本集計) 第11表により、筆者作成。

貧困率は、男女ともに単身世帯がどの世帯類型よりも高い水準にある。特に、高齢単身女性の貧困率は46.2%と高い水準にある。

では、なぜ単身世帯は、相対的貧困率が高いのであろうか。以下、勤労世代と高齢世代に分けて、その要因をみていこう。

### A. 勤労世代の単身世帯の貧困リスク

勤労世代の単身世帯で相対的貧困率が高い要因として、単身世帯は二人以上世帯と比較して、非正規労働者や無業者となる人の比率が高いことがあげられる。例えば、50代の単身男女と二人以上世帯の世帯主について、「非正規の雇用者」の比率を比べると、二人以上世帯の世帯主では10.0%なのに対して、単身男性では12.3%、単身女性では29.5%にのぼる(図表3)。また、「無業者」の比率も、50代の二人以上世帯の世帯主の無業者の割合は6.9%なのに、単身男性は17.9%、単身女性では22.5%と高い水準になっている。

では、現役世代の単身世帯は、二人以上世帯の世帯主に比べて、なぜ無業者や非正規労働者の割合が高いのだろうか。この背景には、

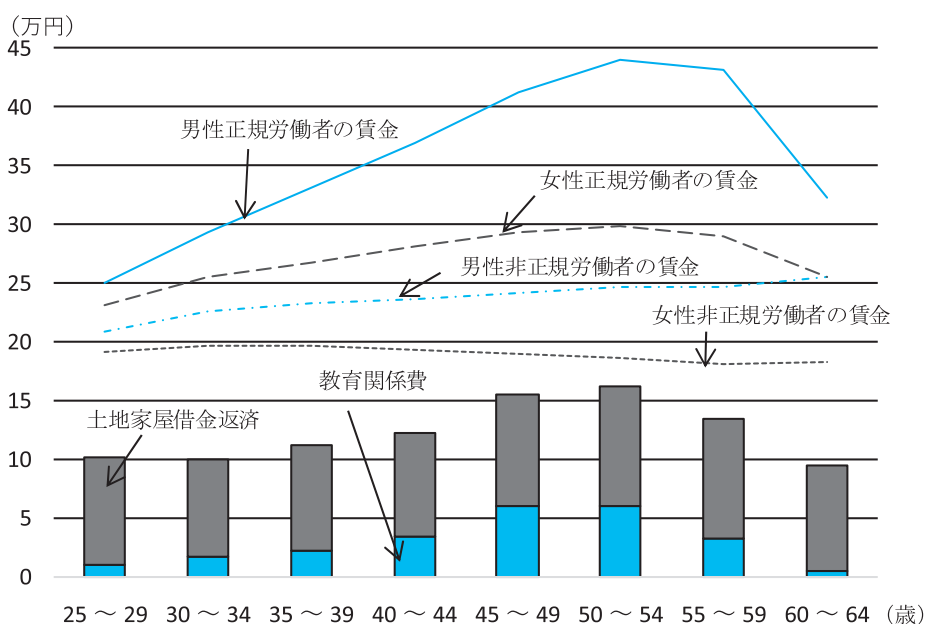
無業者・非正規労働者は経済的に不安定なために結婚が難しく、結果として単身世帯になることが考えられる。

この点、正規労働者と非正規労働者を男女に分けて賃金カーブ(2014年)を比べると、男性の正規労働者の賃金は50代前半まで大きく上昇していく(図表4)。これに対して、非正規労働者の賃金カーブは男女ともにほぼ横ばいである。また、女性の正規労働者の賃金カーブも、男性の正規労働者の賃金カーブよりも低い水準で推移している。

一方、家庭をもてば、子供の成長に伴って教育費や住宅費が増えていくことが考えられるが、非正規労働者の賃金カーブはフラットなため、将来結婚した場合の教育費や住宅ローンを賄うことが難しく、雇用も不安定である。このことが未婚化の一因になっていると考えられる。

なお、厚生労働省『平成27年労働力調査(詳細集計)』から25～39歳の就業形態別の未婚率をみると、男性の正規労働者の未婚率は41.4%なのに対して、男性の非正規労働者の未婚率は75.7%と著しく高い。一方、女性では、

(図表4) 正規/非正規労働者の賃金カーブと教育費、住宅ローンの負担額(月額)



(注) 1. 「教育関係費」と「土地家屋借金返済」は、二人以上の勤労世帯で住宅ローンを返済している世帯の支出額。  
 2. 正規労働者と非正規労働者の賃金は、おのおの総世帯の賃金であって、教育費や土地家屋借金返済の負担をしている世帯の賃金ではないことに注意。  
 (資料) 総務省(2014)『平成26年家計調査』および厚生労働省(2014)『賃金構造基本調査』により筆者作成。



正規労働者の未婚率は52.8%なのに、非正規労働者の未婚率は35.4%となっていて、正規労働者の未婚率が非正規労働者よりも高い。これは、女性の場合、結婚や出産の後に、子育てをしながら非正規労働に従事する人が多いためと考えられる。

## B. 高齢単身世帯の貧困リスク

次に、高齢単身世帯について、相対的貧困率が高い要因を考えていこう。まず高齢単身世帯の収入構成をみると、公的年金が70%を占めており、その比重が大きい。

そこで、公的年金との関係から、高齢単身世帯が貧困に陥りやすい要因をみると、①高齢単身世帯は二人以上世帯に比べて、「国民年金（基礎年金）」のみを受給しており、公的年金の二階建て部分である「厚生年金・共済年金」を受給しない人の比率が高いこと、②厚生年金・共済年金を受給する単身世帯であっても、女性を中心に現役時代の賃金が低い人や、就労期間が短い人の比率が高いこと、③高齢単身世帯では、男性を中心に、現役時代に年金保険料を納めずに無年金者となった人の比率が高いこと、といった点があげ

られる。

## (2) 社会的に孤立するリスク

次に、社会的に孤立するリスクについて考察していく。「社会的孤立」については一義的な定義があるわけではないが、ここでは家族や友人、近隣の人々など、他者との関係性が乏しいことと定義する。

では、単身世帯の孤立状況は、どのようになっているのだろうか。孤立の測定指標は定まっているわけではないが、以下では、「会話頻度」と「頼れる人の有無」から、世帯類型別に孤立状況をみていこう。

まず、会話頻度をみると、高齢単身男性の15.0%が「2週間に1回以下」しか会話をしていない（図表5）。また、非高齢の単身男性においても同割合が8.4%と2番目に高い。現役期であれば職場における会話があるはずだが、無職の単身世帯は職場や世帯内での会話がなく、会話頻度が乏しいことが推察される。

次に、「頼れる人の有無」をみると、「(子ども以外の)介護や看病」については、「高齢の単身男女」「非高齢の単身男性」の4割

(図表5) 世帯類型別にみた社会的孤立の状況 (2017年)

(単位：%)

			会話頻度	頼れる人がいない	
			2週間に1回以下	子ども以外の介護や看病	日常生活のちょっとした手助け
単身世帯	高齢者	男性	15.0	58.2	30.3
		女性	5.2	44.9	9.1
	非高齢者	男性	8.4	44.3	22.8
		女性	4.4	26.4	9.9
夫婦のみ世帯	夫婦とも高齢者		2.3	30.6	6.9
	夫婦とも非高齢者		1.1	22.0	6.6
三世帯世帯（子どもあり）			0.5	18.8	3.0
二世帯世帯（子どもあり）			0.6	21.6	5.1
ひとり親世帯（親と子から構成）			1.8	41.7	11.5

(注) 1. 高齢者は65歳以上、非高齢者とは0～64歳の世帯員をいう。また、「子ども」とは、20歳未満の世帯員をいう。  
2. 網掛け部分は、各項目の上位3位。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 (2019) 『2017年 社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査結果報告書』により、筆者作成。

以上が、「頼れる人がいない」と回答している。また、「日常生活のちょっとした手助け」については、「高齢の単身男性」の3割、「非高齢の単身男性」の2割強が、「頼れる人」がいない状況である。

総じてみると、高齢期及び現役期の単身男性が、他の世帯類型よりも孤立に陥りやすいことが推察される。なお、同じ単身世帯でも、女性は男性よりも孤立に陥る人の比率が低い。この背景には、単身女性は別居家族との関係を持つ人の比率が高いことに加えて、高齢の単身女性は「近所」、現役期の単身女性は「友人」とのつながりを持つ人の比率が男性よりも高いことがあげられる。

### (3) 要介護となった場合のリスク

最後に、要介護となった場合のリスクをみていく。2000年に公的介護保険制度ができたとはいえ、要介護者を抱える世帯に「主たる介護者」を尋ねると、「家族」と回答する人が7割いる。しかし、単身世帯は同居家族がないので、要介護となった場合に同居家族に頼ることができない。

この点、要介護を抱える世帯に「主たる介護者」を尋ねると、単身世帯では「事業者」が約5割を占めている。残りは、「子」「子の配偶者」などの別居家族が「主たる介護者」となっている。これに対して、「夫婦のみの世帯」「三世帯世帯」では、「配偶者」「子」「子の配偶者」などが「主たる介護者」になっていて、事業者は1割にも満たない。

今後、高齢単身世帯の増加に伴って、事業者が提供する介護サービスへの需要が高まっていくだろう。問題は、こうした介護需要に対応できるだけの介護職員を確保していけるか、という点である。現行のまま推移すれば、日本の生産年齢人口は2015年から2030年にかけて年平均で約57万人減少していくとみられている。一方、介護職員は、2012年度から2025年度にかけて年平均で約7万人増やす必要があるという。生産年齢人口が大きく減少していく中で、介護職員を増やしていくのは容易ではない。

## 4. 単身世帯の増加に対する対応

### (1) 社会保障の機能強化

では、単身世帯が増加する中で、どのような対応が求められているのか。

第一に、社会保障の機能強化である。家族や世帯の支え合い機能が低下する中で、財源を確保して社会保障の機能強化を図る必要がある。具体的には、介護職員を増やしていくためには、処遇改善が必要であり、そのためには介護保険を強化することが求められる。また、非正規労働者への教育費や住宅費への公的支援も必要となろう。

幸いなことに、日本の国民負担率（GDPに占める租税と社会保険料の負担割合の合計）は主要先進国に比べて低い水準であり、税や社会保険料の引き上げの余地は残されている。具体的には、2016年度の日本の国民負担率（31.2%）は、米国（26.3%）よりも高いものの、イギリス（34.3%）、スウェーデン（37.6%）、ドイツ（39.9%）、フランス（47.7%）よりも低い水準にある。

ただし、日本は巨額の財政赤字を抱えているので、借金の元利払いもしなくてはならない。険しい道のりではあるが、税や社会保険料の引き上げによって、「財政再建」と「社会保障の機能強化」を両立させていくしかない。そして現段階であれば、両立は可能であるし、社会保障の強化によって国民の暮らし向きを高めていける。

### (2) 地域づくり

第二に、地域づくりである。身寄りのない高齢単身者であっても、安心して住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、医療、介護、生活支援などを提供する専門職が、地域ごとにネットワークを築くことが求められる。

また、「住民サイドのネットワーク」の構築も重要だろう。地域の住民同士で交流し、支え合える関係をどのように築いていくのか。特に、今後75歳以上の高齢単身者が増えていくのは大都市圏である。大都市圏の大規模団地やマンションなどでは、隣近所と人間関係が築かれていないことも珍しくない。大

都市圏で、どのように住民ネットワークを築いていくのかは大きな課題となっている。地域づくりを担える人材の育成も必要になろう。

### (3) 社会参加の場の構築

第三に、就労や社会参加活動など社会参加の場の構築である。単身世帯の抱える貧困や社会的孤立のリスクに対して、働き続けることが対策となる。働けば収入が得られるだけでなく、職場の仲間との間に人間関係が生まれる。仕事を通じて社会との接点ももてる。働くことは、単に収入を得るためだけでなく、

社会的孤立にも有効だ。

ただし、全ての高齢者が働けるわけではない。働くことが困難な人々にはセーフティネットの強化と地域における居場所作りが重要になる。また、中年層を含めて、就労困難者には、ケアをしながら職業訓練を行なえる場が必要になろう。

以上のように、単身世帯が増加する中では、世帯内の支え合い機能が従来よりも低下していくことが考えられる。社会として、公的な支え合いや地域での支え合いを強化していくことが求められている。

## メダカのはなし

この原稿を執筆しているのは8月末。申し訳ないのですが、メ切りを大きく過ぎた中での執筆になっています。昨年同時期の九段南だよりを読み返すと、猛暑に耐えていたとありました。そういえば、今年の夏、暑いことは暑かったのですが、昨年ほどの酷暑ではなかったような気がします。自宅のクーラー稼働時間も、昨年と比べてとても短かったと思います。わが家のクーラーにとっては、働き方改革になったかも知れません。

さて、DIO編集長から、私の「九段南だより」は硬くて面白くないと叱れましたので、今回は、わが家におけるこの夏の事件を紹介させていただきます。

私の趣味の一つに、メダカの飼育があります。庭にビオトープ（人工池のようなもの）を造り、そこでメダカの飼育と繁殖を楽しんでいます。メダカには多くの種類があるのですが、わが家では、青メダカ、黒メダカ、白メダカ、なぜか黒メダカから生まれた緋メダカが泳いでいます。休日や眠る前の時間に、ポーッとメダカを眺めて過ごす時は至福のときです。とりわけ、夜中のメダカを懐中電灯で観賞するのは時間を忘れてしまいます。そんな愛すべきメダカたちですが、この夏にある事件がおこりました。

ある朝、何気なく庭を眺めたところ、池の周りはハチャメチャに荒らされ、水草も踏みつけられたり抜き取られたりした上、多くのメダカが消息不明となっていました。実は、過去にも同じような犯罪(?)は発生しており、申し訳ないことですが、近所の子どもの悪戯を疑っていました。水底の踏付け跡が、子どもの足の形によく似ているように見えたからです。されど、証拠がなくはどのようなもありませんでした。

ところがです、今回、真犯人が見つかりました。

真犯人、その名は、ハクビシン。

イタチとネコを足して2で割ったような生き物で、ジャコウネコ科の哺乳類です。逮捕は出来なかったのですが、犯行現場を目撃してしまいました。

早朝に目が覚め、何となくベランダに出たところ、庭から何やら物音が。すわ泥棒か? と、覗いてみれば、池の中にハクビシン。

なぜか目が合ってしまった、その刹那、池の中を踏みつけつつ、猛烈な速さで消え去ってしまいました。後に残されたのは、醜く濁った池と、なすすべのなかったメダカの保護者1名でした。

まさか、自分の家にハクビシンが訪問していたとは、夢にも思わず、ご近所に尋ねたところ、けっこう有名な存在

だったことが判明。

さらには、わが家以外にも、被害者がいることも明らかに。日頃からもっともっと地域コミュニティを大切に、ハクビシンについて調査研究をしておくべきでした。

色々な情報を整理してみると、そのハクビシンは、近くの空き家に住み着いている模様。夜になると近所の木になっている果実でディナーを楽しんでいるとのこと。

おそらく、わが家のメダカ池は、ハクビシン殿の食後のコーヒー代わりか、寝る前のお風呂代わりだったと理解することにしました。

それからは、ハクビシンの襲撃を逃れるために、近所への聞き取りをはじめ色々と調査を行いました。しかし、有効な手段は見つかりません。思った以上に難敵でした。今は、ハクビシン殿に食後のコーヒーは、他家で楽しむように願うばかりです。

さて、総研の仕事には、一切かわりのないメダカとハクビシンの話でしたが、この事件を契機に、地域のコミュニケーションが活発になった気がします。ハクビシンの行動範囲の広さが、コミュニティエリア（被害者同盟）の拡大にもつながっていることも発見でした。

このハクビシンは、あまり元気のないように見えたコミュニティに、“活”をいれるために現れたのかもしれませんが。こんな風に思考してしまうと、うっかりハクビシン殿に食事を用意しかねないので、気をつけないといけません。

また、話は、メダカに戻ります。

繁殖して、増えたメダカですが、飼育したい方々に、お譲りしています。おかげさまで、地域の多くの方々のお宅で、里子に出したメダカが暮らしています。また、頼まれれば、ビオトープの作成や飼育用の環境づくりも行っています。もちろんボランティアで。今では、メダカを契機に、地域において、とても良いお付き合いをさせて頂いています。別の趣味で坐禅も行っているのですが、メダカ仲間から坐禅仲間へと交流が太くなっていくことも嬉しいことです。

こうしてメダカのおかげで、地域コミュニティのつながりができているともいえ、今更ながら、この小さな生き物に感謝です。

もし、メダカを育ててみたいと思った方は、気軽にご連絡ください。

真夏の九段南から



# 最近の書棚から

## 『これからの「葬儀」の話をしよう』 社会のあり方とともに変わる葬儀と 墓のこれからを考える



瀧野 隆浩 著  
毎日新聞出版  
定価1,200円(税別)

私 の話で恐縮だが、いなか町(親戚一同おおむねその地域に住んでいるような)の長男の家庭の長男(ややこしいが私の父も長男ということ)ということもあり、葬儀には何かと出番があった。祖父は自宅で最期を迎え、葬儀も自宅の広間だった。出棺の際には、近所のばあさんたちによるご詠歌の合唱で送り出されていたのが印象的だった。孫代表(長男の長男であるため)として、火葬場からの帰りに骨壺を抱えていた記憶がある。祖母が亡くなったのは私が学生の頃で、これも病院ではなく両親の家で父母に看取られた。このときは、弔辞を読んだ。せっかくなので、集まっている親戚一同の笑いを取ってやろうと、祖母との思い出の爆笑話について腕によりをかけて話したのだが笑う者はおらず、がっかりしたのを覚えている。ただし葬儀後の会食のときに、「危うく嘔き出すところだった」「笑いを必死にこらえたがどういうつもりだ」などといわれ、ややほっとした。

数年前には父が他界したが、このときは病院だった。おおむね最後まで自宅にいたのだが、いよいよ意識がなくなったあたりで病院に運ばれ、妻(私

の母)や娘たち、できの悪い息子(私である)に声をかけられながら最期を迎えた。このときは母が喪主、私が施主で、あわただしい数日を過ごした。何べん大勢の前で故人の紹介やお礼の挨拶などをやっただろうか。非常に疲れた。しかも一生懸命考えた話も妹たちに言わせれば「まあ内容は良かったけど、長い」という、基本的には文句を言われただけという、報われないものだった。はっきり言って、もうやりたくない(まあ「やりたい」というひともしないだろう)。

で、そうこうしているうちにそろそろ自分の葬儀やら墓について考える時期になってきた。一応順番でいけば、その前に母の葬儀を喪主としてやらなければならないはずである。母については本人の希望を聞いておき可能な範囲で応えてやるとして、自分については上に書いたような事情もあり、とにかく葬儀なんかは面倒だからいいし、墓もいらない、火葬のときに骨が残らんように焼いてもらえればありがたい、などと考えていた。そこへこの本を見つけたのでタイトルに引かれ、早速読んでみた。

この冊子は、家族構成の変化や個人の暮らし方、社会状況の変化によって、葬儀や墓のあり方がどのように変わってきたのかを紹介しながら、こんどは現在の個人や家族、地域共同体のあり方からこれからの葬儀や墓のあり方を考える(ことを呼びかける)ものになっている。

第一章「特殊清掃の現場から」は、「ひとり死(孤独死)」が発見された部屋や遺品の清掃・整理を行う業者に同行しての現場ルポで、単身世帯の急増により今発生している「死に方」と、それに関わる人々が紹介されている。第二章「無縁社会とお墓」では家族葬や一日葬、直葬(火葬式)など葬儀の

小規模化・簡素化が進んでいる現状、無縁墓の増加と散骨や自然葬など新しい墓のあり方とその背景にある個人の意識の変化について、第三章では日本で火葬が主流になった経緯、第四章では平成時代に始まったこれまでの「墓」のイメージを変える合葬型の墓設立の取り組みと背景にある「家族」の変容などについて、事例とともに紹介している。第五章では海外と日本の墓や葬祭業というものの位置づけの違い、第六章では「ゆうパック」で遺骨を受け付けるNPO法人の取り組みとそこに依頼する人々の事情の紹介を通じて、現在の「死」を取り巻く状況とそこに見える課題、第七章ではまとめとして一人ひとりが自分の終わり方を考えることの大切さを呼びかけている。

自分の近親者の葬儀にかかわる経験と、この本で紹介されている「死に方」、葬儀と墓をめぐる変遷はまったく一致していた。また、「葬儀も墓も面倒なので骨も残さず焼却を」などと自分について考えていたことも、葬儀や墓の簡素化と個人化が大きく進む平成以降の大きな流れの形成の中に位置しているものであることを知った。

人間が存在している限り「死」というものの意味は変わっていくだろうし、葬儀や墓の意味や形も変わっていくことは当然だ。「多死社会」日本では今後、どのような流があらわれてくるのだろうか。

自分ならばどんな葬儀や墓がいいのか。そして、そう思うのは自分が家族や友人、地域社会、関係する組織などとどんな関係を持っていて、あるいは持ちたいと思っているからなのか(つまりそれはどう生きたいのかなのだが)、それを考えてみるとなかなか面白い。それもこの本の訴えるテーマの一つである。

浦野 高宏  
連合総研主任研究員

# 好景気でも改善されない若年無業者の就業 ～就職氷河期世代無業者の世帯の実態はさらに厳しく

少子高齢化が本格化するなか、現役世代である若年労働力の中期的な減少が確実視されるも、空前の人手不足が続き、人的資源の有効活用が大きな課題となっている。ここ数年の成長と労働力供給は、65歳以上の高齢者や出産・育児等で一旦労働市場から退出した女性の労働力供給（主として非正規雇用の形だが）に支えられてきたが、団塊の世代も後期高齢者となっていく中で、労働者一人ひとりが生み出す付加価値の向上が中心的な課題となりつつある。最低賃金引き上げ、正規・非正規雇用間の不合理な処遇格差や訓練機会格差の是正、正規への移行促進などが中心的課題として取り組まれてきたが、ここきて「就職氷河期」世代など、現役（若者）世代への個別的政策支援が、全体的なテーマとしても浮上りつつある。今回は、44歳までの「非求職無業者」の実態について、本号特集テーマでもある「世帯構造」との関係も含め、みてみたい。

データは、JILPT（独立行政法人 労働政策研究・研修機構）が、6月にまとめた『資料シリーズNo.217 若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③ 一平成29年版「就業構造基本調査」より』（分析・執筆者は小杉礼子氏・堀有喜衣氏）から、若年非求職無業者層を中心に分析した第3章から引用した。

JILPTの研究は、総務省『就業構造基本調査』（基本的に5年毎実施。直近の2017年10月調査のサンプルは約52万世帯（15歳以上の世帯員約108万人）である。）の個票をもとに若年層を中心に再集計したデータを用い、1982年調査から継続的に分析を行っている。今回は特に就職氷河期世代を意識して、15～34歳、35歳～44歳の分析を中心に、フリーターと無業者の構造的な問題に焦点をあてているのが特徴となっている。「非求職無業者」は、無業で求職活動を行っていない者のこと（詳細は図表1の注を参照）、いわゆるニートといわれている層である。

図表1は、15～34歳層（在学者を除く）若者の就業にかかる全体的な状況を俯瞰したものである。若年人口の減少が進み、仕事をしている若者の実数は減少しているが、同年齢層人口比でみた比率は、この間の景気拡大を反映して86%に高まっている。一方、非求職無業者はピークの65万人(2002年)から実数は減少傾向にあるものの、人口比では2.6%から3.1%（男性は3.2%→3.8%）と増加を続けている。

図表2は、非求職無業者についてより細かく年齢層を区分し、49歳層までの様子を見たものである。景気回復が続いたここ5年で25～29歳層では大きく減少したが、その他の年齢層ではほとんど減少せず、特に35歳以上層では人口比で2.2%～2.3%（男性2.9%～3.1%）と微増が続いている（40～44歳層の実数の大幅増加は、団塊2世の人口規模を反映）。

景気拡大に伴い人材需要が強まり正社員へ移行しやすくなったフリーター（ただし収入の格差など問題は残っている）とは異なり、就業経験がないまま無業が長期化する傾向もみられており、非求職無業者層の固定化と後代への影響の継続など、問題の難しさを示唆している。

非求職無業者と世帯類型の関係をみたものが図表3である。15～34歳層では、夫婦と子供からなる世帯に「子」として属するのが約半数、「ひとり親と子供からなる世帯」、「単身世帯」、が各々16%になっており、世帯主である親がいて、本人は「子」である場合が4分の3程度（40.6万人）を占める。なお、本人が世帯主である比率は約2割で、そのうち約9割が単身世帯である。

これが35～44歳層になると、夫婦と子供からなる世帯は3～4割程度に減少し、単身世帯がほぼ同じ程度まで増加する。一方でひとり親も含め世帯主の「子」である割合は半数強（22.1万人）存在しており、世帯主（親）の高齢化も進む。図表4は世帯主の「子」である場合に、本人の就業状況と世帯全体の年間収入の関係をみたものだが、求職者と非求職無業者では差はなく、非典型雇用、正社員の順に世帯年収の分布は右に移動して（高くなって）いる。「子」が35～44歳になると、世帯主（親）の平均年齢が58歳→70歳にシフトし、収入構成も変化することから、非求職無業者が属する世帯では、年収300万円未満の世帯が半数近く（44.5%）に達するという厳しい状況となっている。

図表1 無業状況の推移（15～34歳・在学者を除く）

単位：％、太字は実数（千人）

	実数（千人）						構成比（％）					
	1992年	1997年	2002年	2007年	2012年	2017年	1992年	1997年	2002年	2007年	2012年	2017年
求職者	1,150	1,613	1,923	1,342	1,180	779	4.6	6.2	7.7	6.0	6.2	4.5
非求職無業者	479	525	647	577	564	535	1.9	2.0	2.6	2.6	3.0	3.1
男 独身家事従事者	153	157	206	182	190	171	0.6	0.6	0.8	0.8	1.0	1.0
女 専業主婦(夫)	2,875	2,807	2,543	1,934	1,375	919	11.6	10.9	10.1	8.7	7.2	5.3
計 その他無業	217	202	182	122	124	124	0.9	0.8	0.7	0.5	0.6	0.7
有業	19,998	20,527	19,627	18,105	15,650	14,923	80.4	79.5	78.1	81.3	82.0	85.5
合計	24,872	25,832	25,128	22,262	19,082	17,452	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：「求職者」は、ふだん無業で就業を希望し実際に求職活動や開業の準備をしている者、在学中の者を除く。

・「非求職無業者」は、無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学しておらず、配偶者なしで家事をおこなっていない者。  
・「独身家事従事者」は、無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学しておらず、配偶者なしで家事をおこなっている者。  
・「専業主婦（夫）」は、無業者のうち求職活動をしていない者で、在学も通学もしておらず、配偶者ありで家事をおこなっている者。

資料出所：JILPT。「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」第3章 図表3-1（一部抜粋）

図表2 年齢階層別非求職無業者数と対人口（在学者を除く）比率の推移

単位：％、太字は実数（千人）

	非求職無業者数（千人）									非求職無業者の人口比（％）								
	15-34 歳計	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳		15-34 歳計	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	
男女計	1992年	479	159	154	99	68	—	—	—	1.9	9.5	2.1	1.2	0.9	—	—	—	
	1997年	525	133	172	138	83	—	—	—	2.0	10.9	2.4	1.5	1.0	—	—	—	
	2002年	647	100	190	193	164	—	—	—	2.6	10.5	3.4	2.1	1.7	—	—	—	
	2007年	577	73	160	171	173	161	138	—	2.6	10.9	3.4	2.3	1.9	1.7	1.7	—	
	2012年	564	68	143	191	161	194	207	—	3.0	11.7	3.7	2.8	2.1	2.1	2.2	—	
	2017年	535	69	141	164	161	174	215	217	3.1	13.0	3.7	2.7	2.3	2.2	2.3	2.3	
男性	1992年	312	121	97	52	42	—	—	—	2.5	12.7	2.8	1.3	1.1	—	—	—	
	1997年	326	92	104	77	54	—	—	—	2.5	13.0	3.1	1.6	1.3	—	—	—	
	2002年	397	60	116	117	104	—	—	—	3.2	11.4	4.4	2.5	2.2	—	—	—	
	2007年	363	48	100	105	111	101	93	—	3.3	13.0	4.4	2.8	2.4	2.1	2.3	—	
	2012年	348	43	87	117	102	125	130	—	3.6	12.9	4.6	3.4	2.6	2.6	2.7	—	
	2017年	333	45	85	102	101	116	143	147	3.8	14.1	4.6	3.3	2.8	2.9	3.0	3.1	
女性	1992年	167	38	56	47	25	—	—	—	1.3	5.3	1.4	1.2	0.7	—	—	—	
	1997年	199	41	68	62	29	—	—	—	1.5	8.0	1.8	1.3	0.7	—	—	—	
	2002年	250	39	74	76	60	—	—	—	2.0	9.2	2.6	1.7	1.3	—	—	—	
	2007年	213	25	60	66	62	60	45	—	1.9	8.4	2.4	1.8	1.4	1.3	1.1	—	
	2012年	216	26	57	75	59	68	78	—	2.3	10.1	2.8	2.2	1.5	1.5	1.7	—	
	2017年	202	24	56	62	61	58	72	69	2.3	11.3	2.9	2.1	1.7	1.5	1.6	1.5	

資料出所：図表1に同じ。JILPT前掲書（第3章 図表3-2）

図表3 非求職無業者の属する世帯の類型（本人の年齢 34歳未満 及び 35～44歳の場合）

単位：％、太字は実数(千人)

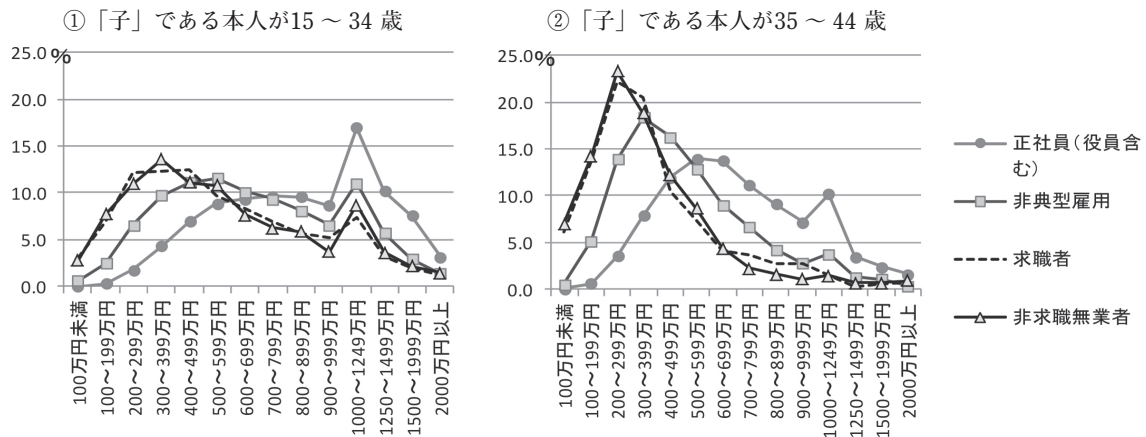
		合計		夫婦と子供 からなる世 帯	夫婦、子供 と両親から なる世帯	夫婦、子供 とひとり親か らなる世帯	ひとり親と子 供からなる 世帯(母子 世帯、父子 世帯を除く)	兄弟姉妹の みから成る 世帯	単身世帯	母子世帯	上記以外
		(%)	(千人、N)								
15～34歳	男性計	100.0	333.1	50.5	2.1	6.5	15.9	0.9	15.2	0.1	8.8
	男性(うち)										
	世帯主	100.0	56.6	0.0	0.0	0.0	1.5	2.9	89.4	0.0	6.2
	子	100.0	259.8	64.8	1.1	7.4	19.9	0.0	0.0	0.2	6.7
	女性計	100.0	202.2	46.5	2.1	6.7	15.6	0.1	19.2	1.1	8.7
	女性(うち)										
世帯主	100.0	42.3	0.0	0.0	0.0	1.8	0.3	91.9	5.2	0.8	
子	100.0	146.3	64.2	0.8	7.6	21.0	0.0	0.0	0.0	6.4	
35～44歳	男性計	100.0	258.7	37.8	0.1	1.9	18.0	1.0	36.3	0.0	4.9
	男性(うち)										
	世帯主	100.0	99.9	0.2	0.0	0.0	3.0	1.1	94.0	0.0	1.7
	子	100.0	153.2	63.6	0.1	2.9	28.0	0.0	0.0	0.0	5.3
	女性計	100.0	130.0	33.0	0.2	3.0	14.1	0.8	37.4	6.0	5.6
	女性(うち)										
世帯主	100.0	59.0	0.1	0.0	0.0	2.2	0.5	82.3	13.2	1.7	
子	100.0	67.9	63.0	0.4	5.0	24.5	0.0	0.0	0.0	7.1	

注1：「非求職無業者」の定義は、図表1の注を参照。

注2：「非求職無業者」の属性（年齢階層、性別、本人が世帯主であるか/世帯主の子であるか（世帯主は親）と、属する世帯類型の関係をみたものである。

資料出所：図表1に同じ。JILPT前掲書（第3章 図表3-20・21をまとめたもの）

図表4 世帯の中で「子」である本人の就業状況別 世帯全体の年間収入額



資料出所：図表1に同じ。JILPT前掲書（第3章 図表3-26）



## INFORMATION

### 【7月の主な行事】

- 7月3日 所内・研究部門会議  
5日 韓国比較労働法学会 来訪  
11日 第1回労働力人口減少下における持続可能な経済社会と働き方（公正分配と多様性）に関する調査研究委員会  
（主査：藤村 博之 法政大学教授）  
10日 所内勉強会  
12日 第3回経済社会研究委員会  
第3回持続可能な発展に向けた事業承継をはじめとする中小企業の発展と労働者の労働条件向上に関する調査研究委員会  
（主査：黒瀬 直宏 特定非営利活動法人アジア中小企業協力機構理事）  
第3回「人生100年時代」長寿社会における新たな生き方・暮らし方に関する調査研究委員会（主査：今野 浩一郎 学習院大学名誉教授）  
16日 研究成果報告会  
17日 所内・研究部門会議  
19日 第3回障がい者の更なる雇用促進と職場定着に向けた課題と方策に関する調査研究委員会  
（主査：眞保 智子 法政大学現代福祉学部教授）  
25日 第2回一成果主義・賃金決定の個別化－賃金制度改革と集团的労使関係に関する調査研究  
（主査：北浦 正行 武蔵大学客員教授、日本生産性本部参与）  
26日 第2回今後の労働時間法制のあり方を考える調査研究委員会  
（主査：毛塚 勝利 労働法学者）  
29日 第12回産業別労働組合の機能・役割に関する調査研究委員会  
（主査：中村 圭介 法政大学大学院教授）  
31日 第2回外国人労働者の受け入れと社会的包摂のあり方に関する調査研究委員会  
（主査：山脇 啓造 明治大学教授）

### editor

生計の単位としての世帯の形態は様々だし、経済的状况などやむをえない事情で、本意に感じている人も多いだろう。そもそも家族のありかたをどのように考えるかは個人の価値観が大きく左右する問題だ。「単身世帯」や「共稼ぎ世帯」が良いとか、悪いとかいう話ではないし、特定の類型がトレンドとして増加し社会全体に占めるウエイトが増大するとしても、他の類型の価値やそれに対応する政策が否定されるわけでもない。世帯類型は何かを決定的に決める要因ではないが、社会的行動の媒介要因として影響を与えるものと考えておくべきだろう。

これまでも「世帯」は社会の重要

な構成主体として分析対象となってきた。実証的に世帯の姿を明らかにする調査としては、国勢調査、社会生活基本調査などで人的な構造の実態は把握され、「家計」を生計の単位として捉える経済学からは、家計調査・消費実態調査や税務・貯蓄動向調査のデータ等で経済行動等が分析されている。世帯類型別に詳細な経済行動を直接的に明らかにする調査はコストの点もあり難しいが、近年「パネルデータ」ベースの蓄積により、それらを利用・接続して、経済行動を明らかにする研究も進みつつある。その紹介ができなかったことは心残りではある。

（二兎追夢想者）

発行人／藤本 一郎  
発行日／2019年9月1日  
発行／公益財団法人連合総合生活開発研究所  
〒102-0074  
東京都千代田区九段南 2-3-14  
靖国九段南ビル5階  
TEL 03-5210-0851  
FAX 03-5210-0852

印刷・製本／株式会社コンポーズ・ユニ  
〒108-0073  
東京都港区三田 1-10-3  
電機連合会館 2階  
TEL 03-3456-1541  
FAX 03-3798-3303